

第 3 回 検 討 会

(森 林 へ の 計 画 的 転 換 の 方 向 性 に つ い て)

令和 2 年 8 月 2 4 日
農 村 振 興 局



目 次

1	今回の検討事項	3
2	森林への計画的転換の取組等について	
①	早生樹造林の現状と課題について (林野庁 森林整備部 整備課)	9
②	中山間地域等直接支払制度を活用した林地化について (農村振興局 農村政策部 地域振興課)	22

1 今回の検討事項

長期的な土地利用の在り方に関する検討会の進め方

- 本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。
- 一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。
- こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について、検討を進めていく。

2020年度（令和2年度）

2021年度（令和3年度）以降

人・農地プランの実質化

- 地域の徹底した話し合いにより、誰に農地を集積・集約化するかという将来方針を全国の集落で作成。

受け手
(中心経営体)
のいる農地

中心経営体へ農地を集約化

集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払う

受け手
(中心経営体)
のいない農地

地域外からの新たな人材の受入れ

従来どおりの土地の使い方では持続的な利用が確保できない場合も多いことが懸念される

- ・ 農林水産省の施策を総動員した中心経営体の経営基盤の強化
- ・ 既存の中心経営体がない地域における新規就農者も含めた中心経営体の育成

検討対象

- 長期的な土地利用の在り方について、以下の分類ごとに、制度的な対応も含めた検討を進める。

新たな土地利用

①農地を農地のまま維持

・ 放牧
・ 有機栽培
・ 景観作物
・ 燃料作物
等

②農地を農地への復旧が容易な非農地に転換

・ ビオトープ
・ 鳥獣被害対策の緩衝帯
等

③農地を農地への復旧が困難な非農地に転換

・ 森林等
※ 積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理

第3回

土地利用の分類ごとの具体例

【①農地を農地のまま維持】



放牧

※農林水産省HPより



景観作物・燃料作物（菜種）

※農林水産省HPより

【②農地を農地への復旧が容易な非農地に転換】



ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
（平成29年3月）（国土交通省）より



鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより

【③農地を農地への復旧が困難な非農地に転換】



植林（早生樹）

※業務参考資料より

※ 積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理



再生利用困難な荒廃農地

※国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会2019年とりまとめより

第1回長期的な土地利用の在り方に関する検討会資料

前頁の①～③の分類ごとに、以下のような論点について整理。

ア 必要な管理の在り方

イ 土地を利用・管理する主体

ウ 新たな土地利用への転換に係る合意形成手法

エ ウの合意を担保する仕組み

オ ゾーニングの要否（他法令のゾーニングとの調整を含む）

カ 国や地方自治体の関与の在り方

キ 食料の安定供給を確保する上での許容性

森林（農地復旧が困難）への計画的転換の方向性

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用すること
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の使い方では維持が困難である場合には、放牧等により農地を農地のまま維持すること
 - ③ ②が困難な場合には、農地への復旧が容易な非農地へ転換（有事の際等には農地への復旧を義務付ける）すること
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。
- なお、荒廃化が進んだ農地に植林しようとする場合には、抜根整備等に多大なコストを要することとなる。

